**平成２４年（フ）第１０３５号**
千葉県市原市能満2054番地29、開始決定時の住所千葉県市原市南国分寺台３―７―13
破産者　栗原　　勇
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第１０８１号**
千葉県八千代市大和田新田94番地95サンシティ西八千代101号
破産者　大木　徹也
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第１１０６号**
千葉県八千代市八千代台西６丁目11番地３
破産者　山口　義美
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第３２号**
千葉県香取市佐原イ612番地１
破産者　本宮　孝志
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

**平成２３年（フ）第２８４０号**
名古屋市北区駒止町２丁目52番地
破産者　有限会社オノフ
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第４３５号**
名古屋市天白区福池１―320―２　福池ビル１階、商業登記簿上の本店所在地名古屋市天白区池見２丁目57番地の２
破産者　有限会社エルフ
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１８３４号**
名古屋市千種区今池２丁目１番16号　八晃ビル207号
破産者　株式会社クローバー
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第５７４号**
神戸市須磨区行平町２丁目１番19号
破産者　株式会社丸成製靴
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８４号**
兵庫県豊岡市城崎町湯島219番地
破産者　株式会社丹波屋旅館
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２２年（フ）第６８０号**
熊本県合志市豊岡1900番地７
破産者　Ｊ―ライン株式会社
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第２９５号**
鹿児島県鹿児島市城山町２番８号ＫＡＪＹＵＥＮ２―Ｄ号
破産者　株式会社　ＰＬＥＡＳＵＲＥ　ＳＥＥＫＥＲＳ
1　決定年月日　平成24年12月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第８号**
群馬県安中市松井田町上増田2824番地
破産者　亀倉建設株式会社
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２４年（フ）第１１７号**
群馬県高崎市下之城町509番地１コートハウス手島Ｃ号
破産者　有限会社若葉高崎
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２４年（フ）第１３７号**
群馬県高崎市浜尻町26番地５
破産者　群馬オーダーソーイング株式会社
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２４年（フ）第１０７号**
神奈川県平塚市西真土３丁目17番13号
破産者　有限会社ヴイフィールド
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第８４号**
新潟県阿賀野市北園町１番32号
破産者　株式会社ニーノルック
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所新発田支部

**平成２４年（フ）第２７号**
静岡県富士宮市淀川町12番10号、前住所静岡県富士宮市青木822番地の１
破産者　佐野　　達
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２４年（フ）第４５９号**
静岡県浜松市東区大瀬町529番地
破産者　大幸株式会社
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２２年（フ）第１０５号**
最後の住所愛知県豊川市蔵子７丁目４番地８
破産者　被相続人横山千代治の相続財産
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２４年（フ）第６５号**
三重県度会郡南伊勢町迫間浦386番地
破産者　鈴木建設有限会社
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２４年（フ）第３２９号**
滋賀県甲賀市甲南町稗谷1970番地
破産者　有限会社コンシス・ステーブル
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

**平成２２年（フ）第４１号**
滋賀県米原市高番342番地
破産者　株式会社伊吹山製材所
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係